

## コミュニティセンターの使用にかかる団体登録のご案内

スポーツ、文化、芸術などの活動でコミュニティセンターを利用する団体は、団体登録することにより利用料が一部または全額免除となります。

### 1. コミュニティセンター団体登録の区分及び要件等について

団体登録は2種類あります。

|            |      | 学区地区登録                                             | コミュニティ推進課登録                             |
|------------|------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 登録要件       | 共通要件 | ①趣味・スポーツ・生涯学習・地域活動支援の団体であること。                      |                                         |
|            |      | ②成人の代表者又は連絡責任者を定めていること。                            |                                         |
|            |      | ③宗教団体、政治団体、営利団体、営利活動が目的の団体でないこと。                   |                                         |
|            |      | ④団体の代表者が、報酬を得て講師等を兼ねるものでないこと。                      |                                         |
|            | 人数要件 | 5名以上で <u>学区(地区)住民</u> が半数以上であること。                  | 5名以上で <u>鶴岡市民</u> が半数以上であること。           |
| 使用料の減免割合   |      | 各コミュニティセンター等を <u>無料(または免除)</u> で使用可能               | 各コミュニティセンター等の使用料を <u>一部免除(※2)</u> で使用可能 |
| 予約可能期間(※1) |      | (登録地区)2か月前から土日祝を除く5日前まで<br>(上記以外)1か月前から土日祝を除く5日前まで | 1か月前から土日祝を除く5日前まで                       |
| 登録窓口       |      | 各コミュニティセンター                                        | コミュニティ推進課、地域庁舎(藤島・羽黒・朝日)総務企画課           |
| 登録期間       |      | 登録した年度の末(3月末)まで                                    |                                         |

※1 実際に使用可能かどうかは各コミセンの予約状況により異なりますので、各コミセン等にお問い合わせください。

※2 鶴岡地域の施設は一部免除、藤島・羽黒・朝日地域の施設は免除。

### 2. 登録手続きについて

コミュニティセンター等使用料免除団体を上記登録窓口に提出してください。規約等がある場合は、併せて提出してください。

### 3. 登録証の交付について

登録を承認した団体には登録証を交付します(※3)。施設の使用申請の際にご提示ください。登録証は、使用料免除団体として登録を承認した証明になりますので、登録証をご提示いただけない場合は、免除の対象にならない場合がございます。

※3 学区地区登録の団体で、その地区のコミュニティセンターのみを利用する団体には交付しておりません。

鶴岡市市民部コミュニティ推進課  
電話：0235-35-1203(課直通)